

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市役所

## 目 次

### 告 示

### ページ

- 北九州都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】 2 4 6 1
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2 4 6 2
- 自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定【建設局総務部管理課】 2 4 6 3
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2 4 6 4
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 2 4 6 5
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2 4 6 6
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 2 4 6 9
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 2 4 7 1
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 2 4 7 2
- 障害者自立支援法による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 2 4 7 3

### 公 告

- 道路位置の指定（第 7 5 4 2 0 5 号）【建築都市局指導部建築審査課】 2 4 7 4

### 雑 報

- 道路の改築に関する工事完了【北九州市道路公社】 2 4 7 5
- 有料道路「若戸大橋」の料金徴収期間の変更及び新若戸道路の料金【北九州市道路公社】 2 4 7 6

北九州市告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
公園
- 2 都市計画を変更する都市計画の名称  
2・2・266号長行2号公園を、2・2・266号長尾六丁目公園に名称を改める。
- 3 都市計画を変更する土地の区域  
2・2・266号 長尾六丁目公園  
変更する部分 北九州市小倉南区長尾六丁目の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市建設局公園緑地部緑政課
- 5 縦覧期間  
平成24年9月18日から同年10月2日まで（日曜日及び土曜日を除く  
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）
- 6 意見書の提出要領  
当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、  
平成24年10月2日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市告示第342号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり道路の区域が変更されたので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課及び福岡北九州高速道路公社北九州事務所保全課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
4906	北九州高速2号線	前	北九州市戸畑区中原新町114番62から 北九州市戸畑区大字戸畑255番168地先まで	30.9 ∩ 61.1	255.0
		後	北九州市戸畑区中原新町114番68地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番155まで	18.3 ∩ 61.1	

北九州市告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
4906	北九州 高速2 号線	北九州市戸畑区大字戸畑 255番157から 北九州市戸畑区大字中原 114番111まで	平成24年9月14日

北九州市告示第 3 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 一般国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4 9 5	4 9 5 号	前	北九州市若松区浜町三丁目 2 1 番 2 1 地先から 北九州市若松区浜町三丁目 9 番 2 1 地先まで	25. 0 ↷ 25. 5	343. 0
		後	北九州市若松区浜町三丁目 2 1 番 2 1 地先から 北九州市若松区浜町三丁目 9 番 2 1 地先まで	25. 0 ↷ 42. 3	

北九州市告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
495	495号	北九州市小倉北区室町二丁目7番地先から 北九州市小倉北区室町一丁目1番2地先まで	平成24年9月15日

北九州市告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
501	新池1号線	前	北九州市戸畑区千防三丁目10番3から 北九州市戸畑区千防三丁目5158番7地先まで	14.7 } 15.0	202.5
		後	北九州市戸畑区千防三丁目10番3から 北九州市戸畑区千防三丁目5158番1地先まで	43.5	190.5
506	千防1号線	前	北九州市戸畑区大字戸畑255番198から 北九州市戸畑区大字戸畑255番157地先まで	6.9 } 30.5	122.0
		後	北九州市戸畑区大字戸畑255番198から 北九州市戸畑区大字戸畑255番157地先まで	8.0 } 40.0	122.0
513	新池中	前	北九州市戸畑区新池三丁	18.1	57.6

	原東1 号線		目5149番2地先から 北九州市戸畑区千防三丁 目5158番8地先まで	↷ 18.3	
		後	北九州市戸畑区新池三丁 目5149番2地先から 北九州市戸畑区千防三丁 目5158番1地先まで	30.2 ↷ 30.3	57.6
702	中原1 号線	前	北九州市戸畑区大字中原 46番85地先から 北九州市戸畑区大字中原 46番1まで	17.0	89.0
		後	北九州市戸畑区大字中原 46番85地先から 北九州市戸畑区大字中原 46番1まで	21.4	89.0
1441	中原2 号線	前	北九州市戸畑区大字中原 46番106地先から 北九州市戸畑区大字中原 46番87まで	4.7 ↷ 10.3	220.0
		後	北九州市戸畑区大字中原 46番1から 北九州市戸畑区大字中原 46番107まで	7.0 ↷ 18.6	330.0
1796	中原中 原東2 号線	前	北九州市戸畑区大字中原 46番39から 北九州市戸畑区大字中原 46番108まで	5.4 ↷ 22.3	12.0
		後	北九州市戸畑区大字中原	5.4	12.0

		46番39から 北九州市戸畑区大字中原 46番108まで	く 26.1	
--	--	------------------------------------	-----------	--

北九州市告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
501	新池1号線	北九州市戸畑区千防三丁目10番3から 北九州市戸畑区千防三丁目5158番1地先まで	平成24年9月15日
506	千防1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番198から 北九州市戸畑区大字戸畑255番157地先まで	平成24年9月15日
513	新池中原東1号線	北九州市戸畑区新池三丁目5149番2地先から 北九州市戸畑区千防三丁目5158番1地先まで	平成24年9月15日
702	中原1号線	北九州市戸畑区大字中原46番85地先から 北九州市戸畑区大字中原46番1まで	平成24年9月15日
1441	中原2号線	北九州市戸畑区大字中原46番1から 北九州市戸畑区大字中原46番	平成24年9月15日

		107まで	
1796	中原中原東2号線	北九州市戸畑区大字中原46番39から 北九州市戸畑区大字中原46番108まで	平成24年9月15日

北九州市告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1827	中原新池1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番172から 北九州市戸畑区新池三丁目5144番3まで	19.6 } 23.3	276.9
1871	中原戸畑1号線	北九州市戸畑区中原新町114番20地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番59まで	12.0 } 27.8	1,270.0
1880	戸畑1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番8から 北九州市戸畑区大字戸畑255番16まで	18.0	42.0
3603	安瀬戸畑1号線	北九州市若松区北浜一丁目1番16地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番8地先まで	19.1 } 159.1	2,145.4

北九州市告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1827	中原新池1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番172から 北九州市戸畑区新池三丁目5144番3まで	平成24年9月15日
1871	中原戸畑1号線	北九州市戸畑区中原新町114番20地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番59まで	平成24年9月15日
1880	戸畑1号線	北九州市戸畑区大字戸畑255番8から 北九州市戸畑区大字戸畑255番16まで	平成24年9月15日
3603	安瀬戸畑1号線	北九州市若松区北浜一丁目1番16地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番8地先まで	平成24年9月15日

北九州市告示第350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
あおぞらの里小文字訪問看護ステーション	旧	北九州市小倉北区大島三丁目4番33号	平成24年8月13日
	新	北九州市小倉北区大島一丁目7番20号	

北九州市公告第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成24年9月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成24年9月14日 第754205号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区木町一丁目6番4号

株式会社小倉地研 代表取締役 寺田賢作

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区湯川三丁目24 5番4、246番4の一部	8.54~4.90	39.08

北九州市道路公社公告第1号

北九州市道路公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の許可を受けた道路の改築に関する工事完了を次のとおり公告します。

平成24年9月14日

北九州市道路公社理事長 宮野前敏雄

- 1 路線名 北九州市道安瀬戸畑1号線（新若戸道路）
- 2 工事の区間 北九州市若松区北浜一丁目から  
北九州市戸畑区川代一丁目まで
- 3 工事の種類 道路改築工事
- 4 工事完了の日 平成24年9月14日

北九州市道路公社公告第2号

北九州市道路公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の許可を受けた有料道路「若戸大橋」の料金徴収期間の変更及び新若戸道路（市道安瀬戸畑1号線）の料金について、同法第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成24年9月14日

北九州市道路公社理事長 宮野前敏雄

1 料金の額

(1) 料金の額

新若戸道路の料金は、次のとおりとする。

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	軽自動車	普通車	大型車	特大車
料金の額	50	100	150	250

注) 車両の種類は、別表-1のとおりとする。

注) 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車は通行不可とする。

別表-1

車種区分	自動車等の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引車」という。）

	以下のもの)	ん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 (乗車定員1人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車 が普通車 (普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(へに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のものうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に

		係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のもの
	ル けん引自動車 が普通車又は大型車 (2車軸のもの)である連結車両	二又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

(2) 料金の割引

割引制度については、次のとおりとする。

ア 回数券割引

回数券割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引をする自動車

当該回数券により通行する全自動車

(イ) 割引率

割引率は10パーセント以下とする。ただし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車については、特別措置として回数券の割引率を40パーセント以下とする。また、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として回数券の割引率を30パーセントとする。

(ウ) 回数券販売価格

回数券販売価格は、次のとおりとする。

(単位：円)

車 種		軽自動車	普通車	大型車	特大車
回数券販売額	21回券	1,000	2,000	3,000	5,000
	100回券	4,500	9,000	13,500	22,500

イ ETC割引

ETC割引については、以下のとおりとする。

(ア) ETC利用者割引

a 割引をする自動車

ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ETCシステム取扱道路管理者」という。）が公告又は告示を行ったETCシステム利用規程第2条第1号に規定するETCカードのうち、ETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

b 割引率

料金の割引率を10パーセントとする。

(イ) ETC路線バス割引

a 割引をする自動車

ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バスで、ETCシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可

能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

b 割引率

料金の割引率を30パーセントとする。

ウ 障害者割引

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金又はクレジットカード（ETCカードを含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下

のもの。以下障害者割引に同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下に同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下に同じ。)を除く。

- (イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規制(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重

度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分		障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害
移動機能障害		1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内部障害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級

ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級
肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級

エ 実施予定日

実施予定日については、以下のとおりとする。

- (ア) 新若戸道路の料金は、平成 24 年 9 月 15 日から適用する。
- (イ) 回数券割引については、新若戸道路の料金実施日から理事長が別に定める日までとする。
- (ウ) ETC 割引については、理事長が別に定める日から実施するものとする。

2 料金の徴収期間

供用開始の日（昭和 37 年 9 月 27 日）から平成 39 年 12 月 6 日まで